

平成30年3月玉川村議会定例会

議事日程(第2号)

平成30年3月12日(月曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

出席議員（11名）

1番	小 針 竹千代 君	2番	石 井 清 勝 君
4番	渡 邊 一 雄 君	5番	塩 澤 重 男 君
6番	小 林 徳 清 君	7番	飯 島 三 郎 君
8番	田 子 武 幸 君	9番	西 川 良 英 君
10番	三 瓶 力 君	11番	大和田 宏 君
12番	須 藤 利 夫 君		

欠席議員（1名）

3番 車 田 幹 夫 君

職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

事務局 長 須 釜 信 一 主 事 大 竹 絵 美 子

説明のため出席した者の職氏名

村 長	石 森 春 男 君	副 村 長	工 藤 宇 裕 君	
教 育 長	鈴 木 文 雄 君	総 務 課 長	丹 内 一 彦 君	
住 民 課 長	矢 部 玄 幸 君	税 務 課 長 兼 会 計 管 理 者	本 田 吉 和 君	
健康福祉課長	永 林 正 典 君	産 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長	須 田 潤 一 君	
地域整備課長	石 井 雅 夫 君	事 務 局 長	教 育 課 長	溝 井 浩 一 君
公 民 館 長	小 針 敬 子 君			

◎開議の宣告

○議長（須藤利夫君） 皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は11人です。

欠席通告議員は3番、車田幹夫君です。

定足数に達していますので、本日の会議を開きます。

(午前10時00分)

◎議事日程の報告

○議長（須藤利夫君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎一般質問

○議長（須藤利夫君） 日程第1、一般質問を行います。

通告順に質問を許します。

◇ 小 針 竹千代 君

○議長（須藤利夫君） 1番、小針竹千代君の発言を許します。

1番、小針竹千代君。

[1番 小針竹千代君登壇]

○1番（小針竹千代君） おはようございます。

ただいま議長から許可を得ましたので、さきに通告をしておきました2点について質問をさせていただきます。

1番目、小中学校統合について。

村長の年頭の挨拶、広報たまかわナンバー617番の中で、今年度は中学校統合について方針を定めるなど、よりよい教育環境の整備に取り組みますとっております。そこで、次の4点について伺います。

①として、学校等統合準備委員会の構成委員は。

②番、現在までの学校等統合準備委員会の経過及び今後のスケジュールについて。

③番、中学校の場合、既存の校舎を利用して統合が可能ですが、小学校の場合、増設か新築となるので、この場合、長期的構想を考える必要があるが、長期的小中学校統合の考えはあるか。

④番、中学校の既存の校舎を利用した場合、1校分の敷地があくことになるが、その敷地の有効利用も同時に進めるべきと考えるが、どのように考えているか。

次に、2番として観光振興について。

村長の平成29年度施政方針の中で、村観光振興策として玉川村観光協会を設立し、観光交流による振興を図るとしております。昨年12月に玉川村観光物産協会が設立されましたが、このことについて、次の3点について伺います。

①番、この玉川村観光物産協会が行う事業内容について。

②番、玉川村観光物産協会の運営について、村からの予算をどれくらい充てるのか。

③番、構成委員は。

以上、2点でございます。よろしくお願いたします。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 1番、小針議員のご質問にお答えをいたします。

まず初めに、小中学校統合についてのお尋ねであります。玉川村として児童生徒の減少に伴い、小中学校の小規模化が進行する中で学校の適正規模、適正配置などについて検討するために、玉川村小中学校在り方検討委員会に諮問し、平成27年2月から2年間、委員会の中で現状のままで存続で進むのか、統合するのか、検討を重ねてまいりました。その結果を取りまとめ、平成29年1月に小中学校の在り方検討委員会から教育委員会教育委員長に提言書が提出されました。その提言に基づき、教育委員会の中でも協議を行い、平成29年3月に教育委員長より玉川村小中学校在り方検討委員会の提言を十分尊重し、統合は中学校を最優

先とし、平成33年度を目標に、その後に小学校を統合するとの意見書が村に提出されました。

村としましては、玉川村小中学校在り方検討委員会からの提言書及び教育委員会からの意見書に基づき、統合は中学校を最優先し、その後、小学校を統合することで進めていくこととしました。さらに、学校等統合準備委員会を設置し、統合に向けて対応するよう、教育委員会に指示をしたところであります。

その後、学校等統合準備委員会の詳細等につきましては、教育長より答弁させていただきますので、よろしく申し上げます。

○議長（須藤利夫君） 教育長、鈴木文雄君。

○教育長（鈴木文雄君） 私からご質問の統合の取り組みについて、答弁させていただきます。

先ほど村長から今までの経緯について答弁がございましたが、村長の指示のもとに昨年11月に学校等統合準備委員会を設置いたしました。

まず、1点目の学校等統合準備委員会の構成員はとのご質問につきましては、中学校の統合を実施するに当たり、あらかじめ通学路の安全対策、通学手段、学校の場所、校名など統合を円滑に行うための事項を協議する委員として、学識経験者4名、保護者代表5名、地域代表者3名、議会1名及び学校代表者2名の合計15名で組織いたしました。

次に、2点目の現在までの学校等統合準備委員会の経過及び今後のスケジュールについてのご質問につきましては、昨年11月に第1回学校等統合準備委員会を開催し、委員会の設置要綱について確認を行い、委員長と副委員長を選出し、中学校の統合計画の案について提案させていただきました。統合準備委員会から統合に向けたスケジュール、青写真や保護者、村民に対しての説明が必要不可欠との意見もあったことから、小中学校4校に出向き、保護者に対し統合計画案についての説明会を実施いたしました。統合に関する説明会の状況を踏まえ、第2回の学校等統合準備委員会を開催し、方向性を定め、具体的に組み立てたいと思います。今後は6月から行われます村民懇談会におきまして、村民に対しての統合計画の説明を行い、十分な理解を得ながら進めていきたいと考えております。

次に、3点目の長期的小中学校統合の考えはあるかのご質問につきましては、既存の小学校の校舎はそれぞれ耐震工事や大規模改修工事を行っておりますが、どちらの小学校にも現在空き教室はございません。将来、小学校の統合が考えられることから、そのときには小学校、中学校、同一施設の新しい校舎の建設を検討していかなければならないと考えております。

次に、4点目の中学校の統合後の跡地利用についてのご質問につきましては、学校等統合

準備委員会の中で、閉校した校舎及び跡地利用についても協議していくことにしております。さらに、統合するための詳細について協議する部会を設け、跡地についても並行して協議してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○村長（石森春男君） 次に、観光振興についてのお尋ねであります。まず1点目の玉川村観光物産協会が行う事業内容についてのご質問につきましては、昨年12月19日に制定した協会の規約で事業を決定しており、まず1つ、観光資源の整備、高付加価値化及び活用に関する事業。2つ目、観光資源の宣伝・紹介に関する事業。3つ目、観光客の誘致、交流人口拡大に関する事業。4つ目、物産品の開発・改良、高付加価値化並びに販路の拡大に関する事業。5つ目、観光並びに物産に関する調査研究及び資料の収集に関する事業。6つ目、観光団体との連絡及び情報交換に関する事業。7つ、会員が所有する観光または物産資源などの宣伝・紹介に関する事業。最後に、8つ目でございますけれども、その他本会の目的を達成するために必要な事業となっております。

平成29年度の事業としては、次年度からの本格的な活動のための協会設立の周知と会員の募集を行っているところであり、平成30年度の主な事業としては観光物産協会に事務員を配置するとともに、観光物産協会専用のホームページを開設し、玉川村の各観光地並びに特産品等の情報発信を広く行いたいと考えております。また、各種観光物産イベントへの出展を予定しており、本村の観光地や農産物等の特産品を積極的にPRしていく計画でありますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の玉川村観光物産協会の運営について、村からの予算をどれだけ充てるのかとのご質問につきましては、平成30年度は事務員等の人件費等を含めて約480万円を助成金として支出をし、観光物産協会の運営を支援してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、3点目の構成委員はとのご質問につきましては、観光物産協会の会員として、設立準備委員としてご協力いただいた村内の観光物産関係の事業主や生産組合等の各種団体、関連機関など13名により構成し、設立総会で理事6名、監事2名を選任し、さらに第1回理事会で会長1名、副会長2名を互選しております。さらに現在、会員の募集、勧誘活動を行っており、できるだけ多くの個人、団体、事業所等に参加していただきたいと考えております。また、観光物産関連産業に直接的に利害関係のない村内事業者についても、賛助会員としてご協力をいただけるよう、お願いをしているところであります。平成30年度は協会の本格運用の初年度ということもありますので、協会への賛同や事業運営にご理解とご協力を賜りた

いと考えております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○1番（小針竹千代君） それでは、再質問させていただきます。

最初に1番目でございますが、小中学校の統合についての委員会の名称の件ですが、学校等統合準備委員会というふうなことで、「等」という言葉がついているんですけども、これは学校以外にも検討するということなのか、伺います。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、溝井浩一君。

○教育課長（溝井浩一君） 今回の名称が玉川村学校等統合準備委員会ということで名称をつけたんですけども、この「等」についてでございますが、その中には西部共同調理場、東部共同調理場と2つ、かなり老朽化しておりますので、それらを含めた中で今検討していただくということでつけております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○1番（小針竹千代君） この構成員の名前を教えてくださいということはどうでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、溝井浩一君。

○教育課長（溝井浩一君） 先ほど教育長から答弁いたしました、構成員について申し上げたいと思います。

まず、学識経験者は4名いらっしゃいまして、社会教育委員の委員長、次に民生児童委員協議会から主任児童委員、玉川村消防団団長、たまかわクックの森園長先生が入っております。

次に、保護者代表者でございますが、玉川第一小学校、須釜小学校、泉中学校、須釜中学校、それぞれの会長さんが入っております。そのほか、たまかわクックの森PTA会長が入っております。今回、初めての立ち上げでございましたので、各PTAの会長さんをお願いいたしました。次に、地域代表者につきましては、区長会の会長、副会長をお願いしております。そのほか、女性から見たまちづくり研究会の代表者が入っております。4つ目が、議会代表からは文教厚生常任の委員長さんをお願いしております。5つ目、学校代表者につきましては、泉中学校、須釜中学校の校長先生、以上15名で構成しております。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○1番（小針竹千代君） この委員の方の任期は何年かということと、これ、今の話を聞くと1年きりの役職の方もいますよね。この人は1年ごと交代なのかを伺います。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、溝井浩一君。

○教育課長（溝井浩一君） 各委員の任期でございますが、玉川村学校等統合準備委員会の要綱ということを決めまして、その中に第5条に委員の任期を定めております。「委員の任期は学校等の統合が完了するまでの期間とする。ただし、任期中の委員の変更は妨げない」ということで規定しております。今、小針議員からありましたように、役職等で定められている方もいるかと思えます。それはその役職の中で検討していただく。今、PTAのほうにつきましては、統合にはやっぱり二、三年かかるだろうということで、会長さんになるということではなくて、PTAの中で選出するというようなお話がございます。一応、事務局としましては、要綱に定めた中で進めていきたいという考えをしておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

以上でございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○1番（小針竹千代君） 次に、2番目の件ですけれども、スケジュールの件で、小中学校4校に出向き、保護者に対して統合計画案について説明を実施したというふうなことですけれども、それから6月に村民懇談会においても説明をするというふうなことなんですけれども、議員のほうにはこの計画案をいただけないのか。ただ、きょうの朝、全員協議会の中で15日に説明をするという話がありました。このときに説明をするのであれば、そのときに結構ですけれども、どうでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、溝井浩一君。

○教育課長（溝井浩一君） ただいまの件でございますが、先ほど教育長が答弁したように、各学校のほうに先に出向きました。その結果について、当初、初日の議員の打ち合わせの際に、経過等をちょっと説明したいということで考えておりましたが、第2回の学校等統合準備委員会、これが大きな組織でございますので、今言われた15名の方で組織されまして、そちらのほうにスケジュールを諮っていただいて、確定すればご報告並びにスケジュール表を提出したいなど、公表したいなどという考えはしております。

以上でございますので、よろしくご理解をいただきたいと思えます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○1番（小針竹千代君） 次に、3番目の件ですけれども、既存の校舎を利用した場合というふうなことでございますが、小中学校同一施設の新しい校舎の建設を検討しなければならないというふうなことの答えがありました。経費の面からいっても、郡内を見てもこういった小中学校一貫の建物というのはありませんので、そういうことが可能でしたらば、そういうのを実現に向けて検討していただきたいと思っておりますけれども、この場合、新しい場所も検討するというのでしょうか、伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいまの答弁の中で、まず中学校を先にしましょうということで答弁させていただきました。近い将来は小学校も中学校も小中一貫でというような、そういう考えのもと答弁をさせていただきましたけれども、今の小学校の中でそういうふうな用地的な確保を十分間に合うというような部分がございますので、ただいま1番小針議員のおっしゃるとおり、新しい地を探しながら、小中学校の統合に向けては進めていかなければならないのかなというふうに考えています。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○1番（小針竹千代君） 6次計画、振興計画とかの中に、そういったことをほとんどうたっておりません。やっぱりこれは大変大きな問題で、用地取得とかそういうのを踏まえても、10年計画とか15年計画とかということでやらないと難しい問題だと思っておりますので、本当に今から少しでも早くその実現のためにお願いしたいというふうに思っております。

それから、4番目の跡地の利用についてでございますが、並行して協議していくとのことですが、大変いいことだと思います。川辺小学校の場合、うまく次の利用ができたので、有効利用ができたと思っておりますが、この敷地の問題で、これは私のあくまでも要望になりますけれども、今、特老とか介護施設とかに入れなくて、待機介護者というのが年々増加をしております。そのために、今、須賀川病院とか南東北とか、そういった施設を結構つくっておりますので、そういう場所にその土地を寄贈してつくってもらうとか、こういったことで検討をお願いしたいと思います。

次に、2番目の観光振興の件についてでございますが、1番目の事業の中で、この事務局はどこにおくのか、伺います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、須田潤一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） 観光物産協会の事務局をどこに置くのかというような件でございますが、現在の産業振興課の中に机を置きまして、そこに事務員

を配置したいと考えております。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○1番（小針竹千代君） 事務員を配置するというふうなことでございますが、これは役場職員や商工会の職員じゃなくて、新たにその事務員を採用するというふうに捉えてよろしいんでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、須田潤一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） ただいまのご質問ですが、観光物産協会として1名、事務員を嘱託職員というような形になりますが、採用して1名を配置したいということで、30年度予算のほうにも助成金の中の観光物産協会の予算の中で、予算を計上させていただいております。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○1番（小針竹千代君） 予算で480万というふうなことでありますけれども、当然この人件費はどのくらいを見ているのか、伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、須田潤一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） 30年度の玉川村観光物産協会予算案の中でですが、人件費としまして約300万程度を見込んでございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○1番（小針竹千代君） そうすると480万というふうなことで、その300万見ている場合、180万くらいの予算しかないわけですが、もう少し、これでは余り事業ができないんじゃないのかなというふうには思いますが、次に、3番の構成員の中で、規約の中の第4条の中に特別会員というふうなことがあります。この特別会員というのはどういう方をいうのか、ちょっと伺いたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 産業振興課長、須田潤一君。

○産業振興課長兼農業委員会事務局長（須田潤一君） 第4条は観光物産協会の会員に係るところでございますが、一般の個人会員並びに法人の会員、あと賛助会員についてはそれぞれ会費をいただきます。ただ、民俗芸能の保存団体とか、自分たちが奉仕でやっているような団体からは、なかなか会費を取るの難しいだろうというようなことで、そういう方の団体については特別会員というふうなことでご登録をいただいて、観光物産協会の事業に協力いただくというようなことで考えてございます。

○議長（須藤利夫君） 小針竹千代君。

○1番（小針竹千代君） 今年からスタートする観光物産協会ですので、今、玉川村もいろいろテレビとかでPRやっておりますので、本当に頑張ってもらって玉川村のPRのためになるようお願いしたいと思います。

以上で、私の一般質問を終わります。

○議長（須藤利夫君） これをもって、1番、小針竹千代君の一般質問を終わります。

◇ 小 林 徳 清 君

○議長（須藤利夫君） 次に、6番、小林徳清君の発言を許します。

6番、小林徳清君。

〔6番 小林徳清君登壇〕

○6番（小林徳清君） おはようございます。

ただいま議長より許可を得ましたので、前もって通告をしておきました2点について質問いたします。

1点目であります。認知症初期支援チームについてであります。

29年度3月定例会における村長施政方針の中で、30年度からスタートする第7期介護保険事業計画の策定に取り組み、さらに来年度は年々増加している認知症の対策として、認知症初期集中支援チームを設置し、地域包括支援センターとともに事業推進を図ると方針説明されていますが、その内容について伺います。

まず1点目、チームの設置と構成メンバーについてであります。

2点目の認知症初期との認識判断と認知症の定義は（診断基準）であります。

3点目の村内の罹患者数は。

4点目、支援の内容についてであります。

5点目、認知症予防策についてであります。

大きな2点目の村有不用地の処分についてであります。

財源の一つとして利用されていない、利用される見込みのない池、水路、農道、林道、そのほかの道などを有効利用できる取得希望者を公告などで募り、競争入札、または双方合意に基づく売却処分とする考えはないか、伺います。

以上、よろしく。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 6番、小林議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、認知症初期集中支援チームについてのお尋ねであります。1点目の認知症初期集中支援チームの設置と構成メンバーについてのご質問につきましては、村がふれあいセンター内にある地域包括支援センターへ委託をして昨年4月に設置し、10月から運営を開始しております。構成メンバーにつきましては、保健師1名、主任介護支援専門員1名、サポート医師1名の3名で構成しております。

2点目の認知症初期との認識判断と認知症の定義についてのご質問につきましては、認知症初期とは症状の重い軽いの関係なく、症状のある人に初めて接触するファーストタッチ、またはファーストコンタクトを意味しております。次に、認知症の定義であります。脳の細胞が壊れて記憶障害、見当識障害、理解判断力障害、実行機能障害などの中核症状が起こり、脳の司令する働きに不都合が生じて、生活する上で支障を来し、およそ6カ月以上継続している状態をいいます。

3点目の村内における認知症の罹患者数はとのご質問につきましては、あくまでも推定値としての統計であります。平成29年現在で認知症高齢者数は294人となっております。

4点目の支援の内容についてのご質問につきましては、1つ、認知症かどうかの評価をすること。2つ、適切な医療機関の受診を促すこと。3つ、適切な介護サービスの案内を行うこと。4つ、生活環境の改善やケアのアドバイスをすること。5つ、介護者との情報の共有をすることなどあります。なお、支援の対象者であります。40歳以上で認知症が疑われる在宅者であり、医療サービスや介護サービスを受けていないか、中断している人という制限がございます。

5点目の認知症の予防策についてのご質問につきましては、認知症発症リスクを少なくするには、脳の活性化を図ることが有効であるようです。具体的な行動といたしましては、まず1つ、快い刺激で笑うこと。2つ、社会との接触を失わず、友人や家庭と楽しく過ごすこと。3つ、人の役に立つことを日課に取り入れること。4つ、褒めてやる気を起こさせることなどが有効であるようです。認知症の予防のためには、何をしたらよいかではなくて、どう刺激ある日常を送るかということが重要であると考えておりますので、ご理解を賜りたい

と思います。

次に、村有不用地処分についてのお尋ねであります。財源の一つとして利用されていない土地について取得希望者を募り、売却する考えはないかのご質問につきましては、ご質問の土地は法定外公共物、いわゆる赤道と呼ばれている道路などのことと思われませんが、これにつきましては、主に平成13年から平成17年にかけて国から村に譲与されたものであり、譲与された道路、水路等は村内全域で約7,000カ所でありましたが、登記はされておられません。これまでも譲渡、あるいは借地の希望があった土地については、その場所の開発計画がないこと、隣接地の所有者と区長の同意が得られたことなどが確認された場合には、譲渡等を受ける側で境界確定のための測量、登記などを行っていただいた上で譲渡、あるいは貸借という形でその都度個別に対応してきており、その件数はこれまでに35件となっております。

取得希望者を公告等で募り、競争入札、または合意による売却処分の考えはないかのご質問につきましては、譲与された道路・水路は、さきに申しあげましたように約7,000カ所と膨大な数になっており、さらに未登記であるために地番、面積が確定されていない土地について、住民の方にお知らせをし、希望を募るということは現状では困難であると思いますが、希望される方には今後も個別に対応してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 6番、小林徳清君。

○6番（小林徳清君） では、早速再質問に入らせていただきます。

まず、大きな1点目のことではありますが、この3名のチームでやられておるといふようなことではありますが、3名の中には医師が入っていますね。その医師以外の2名の方で対応は十分なんでしょうか。それと、このサポート医師は、これは鑑別診断のできる医師ではないんでしょうか。また、そして専門医でありますでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、永林正典君。

○健康福祉課長（永林正典君） ただいま6番、小林議員の再質問にお答えしたいと思います。

まず、3名のチームの中で医師以外の2名で間に合っているのか、大丈夫かという質問だったと思いますが、今のところ大丈夫でございます。あと、医師1名について専門医かということですが、これはサポート医というものになるには、講習を受けなければなりません。その講習を受けている医師であればサポート医にはなれます。特に専門医という立

場でなくても大丈夫だという状況でございます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） それでは、これは玉川村認知症施策総合支援事業実施要綱というふうなことがありますね。その中に事細かく書かれているのは、私も条例を調べてみまして承知しましたが、その中に実施要綱の中に、第4条で要件を満たす認知症地域推進委員とはどのような方でしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、永林正典君。

○健康福祉課長（永林正典君） ただいまのご質問で認知症地域支援推進員の件でございますが、認知症の地域支援推進につきましても特別の講座を受けて、この推進員というものを受講してなるものでございまして、その役割につきましても、認知症の人やその家族の相談支援を行うということがまず第1点です。続きましては、認知症を理解してもらう活動を行うということで、具体的に言いますと認知症サポーター制度というのがございまして、この認知症サポーターの養成講座を開催するという業務も担っております。あと、3つ目でございますが、認知症の人やその家族と医療や介護サービス、そういったものをつなぐ役割、調整の役割といった業務を担っているところでございます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 村内の要するに認知症を患っている罹患者数、294名というふうに答弁されました。これは県は1月26日かな、県も職員と企業を集めて認知症に関する講座を開かれました。これは新聞に載っていました。その中で、福島県は今人口185万人くらいかな、その中に8万人いるそうなんです。当村は6,700くらいでありますよね。その中に294名、そのほかに第7期玉川村高齢者福祉計画のこの中に、MC I というふうな認知症にかかる以前の方の患者というか、罹患者数があるそうです。それが、それらを合わせますと500名は超えているんです。そうしますと、実際それを村民で割りますと0.84くらいにいくんじゃないでしょうか。10人に対して、要は100人に対して8人くらい、8.5人くらいの罹患者数、予想される患者がいるそうです。そういうようなことに対します対応というのは、これからどういうふうにしていかれるんでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、永林正典君。

○健康福祉課長（永林正典君） ただいまのご質問にお答えしたいと思います。

議員のほうから今、認知症の数、あとMC I の数のご紹介ありました。まず、認知症につきましては、推計値としまして国のほうで統計上示されておりましたのは65歳以上の人口、

高齢者人口の15%を認知症と推計するというごさいます。あとMC I、軽度認知障害、これにつきましては正常か認知症か、その間ですね。まだ病気とは言えない、予備軍的な状況でございすが、これについては高齢者人口の13%、合わせると28%ということですので、五百数十名という数字になっております。

今後、2025年問題というのございす。2025年になりますと高齢者人口は30%を超えます。また、後期高齢者が団塊の世代が全て超えるということで、そのときに日本はもう18%の人口比になっているということございす。本村も大変そのような状況で高齢者がふえていくわけございすが、高齢者がふえるということは、イコール認知症患者がふえるということございす。そのためにも我々のほうで対策、国のほうでの対策指針としまして、地域包括ケアシステムを導入しなさいということで、この一環として集中支援チームというの立ち上げているわけございす。このチームにつきましても、本年の4月には全国各市町村に配置されます。我々は1年前倒しということで1年早目に設置したところございすが、その対策としましては地域包括ケアシステムづくり、こういった構築をやっていかなければならないのかなというふうと考えております。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 村内には294名とMC I、この方が255名いて、549名のそれは認知症を患っている患者がいますとおっしゃいました。それで、高齢者というと65歳以上ですよ。若年性の認知症罹患者はいないんでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、永林正典君。

○健康福祉課長（永林正典君） ただいま議員のほうからの再質問で、認知症につきましても推計値で294名ということございす。実際に今、うちの村のほうで認知症と言われている人の数につきましては実数です。実数につきましては現在249名となっております。この249名が全て要介護者認定になっている方々ございす。この中で見ますと、ちょっと私のほうでも年齢のほうまで把握していなかったんですが、若年性認知症ということで、この中には入っていなかったものですから、果たしているのかどうか、その辺はちょっと今のところ不明でございす。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 若くして、65歳以前でも認知症にかかる方も相当おられます。私の近辺にもそういうような方がおられます。だから、実際の認知症の罹患者数というのはいくらなのかと思っております。

それでは、大きな1点の中の4点ですか。4点の中で支援の内容についてであります、支援の中で適切な介護サービスの案内というのはどういうことでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、永林正典君。

○健康福祉課長（永林正典君） 適切な介護サービスの案内ということのご質問でございますが、チームの中に3人のチームで形成しておりますが、1人は地域包括支援センターの主任介護士専門員になっております。ケアマネジャーでございます。この方ですといろいろ介護サービスのご案内、そういったものもできますので、この方にはどういったサービスが必要かと、助言、案内ができるということでございます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 認知症の患者だけじゃなくて、介護を必要とする方、要介護度4とか、5の方がかなりおられますが、残念ながら入所施設がもう超満員の状態で、入れないで何年も順番を待っているという方がおられます。そういうような中で、入所施設を新たにつくるとか、増設の考え、または計画はないでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、永林正典君。

○健康福祉課長（永林正典君） ただいまの施設の設置の質問でございますが、国の方針としましては、今後施設を多くつくっていくというふうな施策の方向ではございません。先ほども申し上げましたが、地域包括ケアシステムというものにつきましては、今、介護保険制度をここ18年やってまいりましたが、今後ますます高齢者がふえてまいります。そうしますと保険そのものがこのままではもちません。4年前に国のほうで地域包括ケアシステムづくりといった方向に転換をしているわけでございます。

この内容はどういうものかといいますと、医療介護、あとそのほかに今度介護予防、生活支援、そういったものを合わせた、地域で守っていきましょうということございまして、中身としましては、施設に入るより地域で、自分が住みなれた地域で最後まで過ごすということで、その中で介護予防、そして生活支援ボランティア、そういった方々にも手を借りながら生活をしていきたいと思います。国の方針としましても、施設のほうをつくるという方向には、今後つくるのはつくると思いますが、そのようなたくさんつくっていくという方向にはならないと考えております。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 今、課長は国の方針などをお示しになりましたが、当村にそういうような考えはないかと私は伺ったんですが。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、永林正典君。

○健康福祉課長（永林正典君） 当村としましては、そのような計画は今のところございません。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） これは罹患者、要するにそういうような病気を患っている人はもとより、介護者も家族の方々とか介護する方、そういうような方も心身ともにもう疲れて、悲惨な事態を招きかねない状態が続く場合は、やっぱり施設入所を紹介したり、そういうようなこともできないのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、永林正典君。

○健康福祉課長（永林正典君） 極端な話になりますが、私のほうで施設入所にはできないということではございません。ただ減っていくだろうということではございまして、施設入所はこれからでも出入りがありますから、そこにこういった困っている人は入っていくという状況は変わらないと思います。

あと、施設ばかりでなくて、先ほどちょっと私、言葉足らずでございましたが、先ほど質問がございました認知症の地域支援推進の件で、その中で私のほうから認知症サポーターの講習会を実施しているということではございます。本村でも約10年前から講習会を実施しております。今のところ48回やってまいりました。そして1,100名以上のサポーターができております。サポーターになりますと、こういったオレンジのリングが受講したという印でございまして、じゃ、サポーターになったから何をやるんだということではございますが、特に何々をやってほしいということではございませんで、認知症の方、その家族、そういった人の助けになってやれると、その都度その都度、できる範囲でやっていただけるということではございます。

あと、心身ともに疲れるという言葉がありましたものですから、来年度につきまして本村でも認知症カフェといったものをつくって、認知症の人、家族、そういった人が気楽に来られて、相談や情報交換をできるような場所、そういったものを今設置していくというような考えでおります。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） それでは、この施設のことになりますが、今、待機者は何名ぐらいいるんですか。

○議長（須藤利夫君） 健康福祉課長、永林正典君。

○健康福祉課長（永林正典君） 今、本村のほうで約250名の待機者がいるということでございます。石川福祉会の施設の待機者が250名ということで、そのほかにも入れるともうちょっとふえるかと……

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 私にも親が非常に、4ではないんですけども、5でもないんですけども、非常に介護が大変だということで依頼されます。御用聞きなどに回っていますと、何とか入れるようにしていただけないかと切実なお願いをされますが、なかなか順番が何十人も待っているようであります。非常にこれは日本にとっても大きな社会問題になるはずで

「未来の年表」という本、河合さんという方が書かれまして、40万部を超えたベストセラーになっているそうです。その中で2025年問題があります。日本人の730万人が認知症になる、かかるか、とっては、これは5人に1人ですよ。だから、ここにいる方のかなりの人が占めるわけです。とても大きな問題ですから、これらについての対策も万全を尽くしてやっていただきたいと思います。

それでは、大きな2点目の再質問に入らせていただきます。

これ、法定外公共物ですね、法定外公共物。それに関する条例も、規則ですか、これも書かれていました。法定外公共物の譲渡に関する規則であります。これは古く18年3月28日規則第6号というふうに書かれていました。これ、先ほどの答弁で7,000カ所と言われました。私の質問では、利用されていない、利用される見込みのない池、水路、農道、林道というふうに質問をしていますが、答弁の中では道ですか、道と水路のことで7,000カ所というふうに答弁されたと思いますが、池、沼などは入っていないのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、丹内一彦君。

○総務課長（丹内一彦君） ただいまの小林議員のご質問の中でございますが、その中で水路の中にため池が1カ所、現在入っておるということで理解しております。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） これ、道は昔は里道、赤線と言われたそうですね。水路は青線と言われたそうであります。この法定外公共物というのは、国から払い下げられました。答弁では13年から17年というふうなことでありましたが、でも、不思議なことがあります。先ほどの答弁に池も入っていると言っていました。この13年から17年度までですか、払い下げられたというんですが、私が20年のときに、区長のときにとった公図があります。公図というのは信頼してもよろしいのでしょうか、公図は。

- 議長（須藤利夫君） 総務課長、丹内一彦君。
- 総務課長（丹内一彦君） 公図でございますが、法務局のものをとっていただいたものであれば、現状維持したものということで間違いのないものと思っております。
- 議長（須藤利夫君） 小林徳清君。
- 6番（小林徳清君） 法務局からとったものだったら信頼できる、役場で発行したものは信頼できないというふうなことなんでしょうか。
- 議長（須藤利夫君） 総務課長、丹内一彦君。
- 総務課長（丹内一彦君） ただいまのご質問でございますが、村で税務だと思えますが、所有しているものにつきましては、この税の参考資料というもので預かっておりますので、登記等につきましては法務局のものでとっていただきたいということで、各地権者等の方には申し上げます。
- 議長（須藤利夫君） 小林徳清君。
- 6番（小林徳清君） そうしますと、役場で出すのは税務上の紙面上の必要なことから出すんだというようなことでございますが、奇々怪々なことがありまして、13年から17年度までに国、県から譲与されたと、そういうように答弁されましたが、私が20年のときに、区長のときに請願箇所、請願するのに必要な書類というふうなことで公図を出していただきました。その中に、ここに年月日書かれているんです、平成20年5月14日。そのところは池になっています、池、沼。福島県となっておりますが、おかしいんじゃないでしょうか。
- 議長（須藤利夫君） 総務課長、丹内一彦君。
- 総務課長（丹内一彦君） ただいまのご質問でございますが、法定外公共物でございますが、国等が所有しているもの全てが法定外公共物として村に譲渡されたものではなく、現在も国所有等のものがあるかと思えます。国、県ですね。
- 議長（須藤利夫君） 小林徳清君。
- 6番（小林徳清君） この池のことに关しましては、去年の10月何日だか、ちょっと日にちは忘れましたが、担当課に行って確認しています。15年に村に譲与されています。にもかかわらず、13年から17年度までに譲与されましたにもかかわらず、ここに発行された公図は、20年5月14日になっているんですよ。ちょっとここにうそ偽りがあったんじゃないでしょうか。
- 議長（須藤利夫君） 総務課長、丹内一彦君。
- 総務課長（丹内一彦君） ただいまのご質問でございますが、法定外公共物として国から譲

渡されたものにつきましては、台帳等で整理されているかと思いますが、公図のほうにつきましてはまだ整備されておりませんので、違いが出てくることも考えられるかと思いますが。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 図面のほうは直っていなかったということですね、単に。それにしても大分時がたっていますよね。いまだに、17年度までに譲与されていたんだから、私がとったのは20年ですよ。3年と5月ですから、何カ月間も直さなかったなんて、そんなルーズなことあるのでしょうか。それはそれで、それに事務の関係で直していなかったのでしょうか。

それでは、ちょっと問答集を考えていたので長くなりますが、これ、譲渡に関する規則第4条の文言に「隣接地所有者と当該土地を管理する行政区長の同意を得ること」とありますが、希望者が取得できれば有効にでき、荒廃地を減らして地域活性化に寄与できるが、長年の利害関係、しがらみなどにより管理されず放置された状態のところが多々ある。村が所有当事者であり、希望者と隣接地主、区長同意の事の成り行きを見守るような規則は、土地有効利用を阻害している感が否めません。規則の改正を検討し、村主導の払い下げとすべきではないのでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） まず、ただいまの件でありますけれども、そういう法的に決まっている部分なので、じゃ、村が地方分権の中でそういう部分をできるかという部分の調査研究というのはまだしていないんですけれども、多分難しいのかなというふうに思います。

あと、前に総務課長から答弁をさせていただきました国有地、あれは福島県の土地の中で、平成13年から17年の間で法定外公共物ということで国のほうに申請いたしました。その当時は、道路なら道路、非常に長い箇所を地番もしよわないで、そして着色をしながらこうですよということをやっていたので、20年に公図をとられた際に、税務課の公図だと思うんですけども、税務課の公図が直っていないというのは、その箇所のみならず道路等についてもたくさんあるかなというふうに思っています。道路、水路等についてはそれぞれありますので、そういう着色されて、じゃ、ここですよということ、説明はできるんですけれども、そういう箇所があるので、ぜひそこもご理解いただきたいなというふうに思っています。

以上です。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 直っていなかったのもあるとおっしゃいますが、土地の取引などには、公図はやっぱり土地を買う人にとっては信用するんですよ。それが3年も4年も、要するに

15年に取得しているはずですから、5年間も直さないということは、やっぱり公図に対する信頼を損ねるものだと私は思います。これはぜひそういうような事務関係のことですが、もう少し信頼のある公図にさせていただきたいと思います。

規則の改正は難しいとおっしゃいましたが、この規則の中には、規則第2条には1号から8号まであるんです。これ、取得希望者にとっては多大な費用が発生する。境界の確認、それから地積測量図の作成の文言があるんです。余りにも一方的で不平等であります。通常取引では、売り主が境界を明示するんです。そして、面積は実測か、または公簿によった売買が普通の取引であります。規則のとおりだと、費用対効果が非常に見込めないんですね。そして取得意欲がなえてしまう。この辺は考慮すべきじゃないでしょうか。でも、先ほど難しいとおっしゃったから、一応意見だけ申し上げて、次に入らせていただきます。

それでは、先ほど35件あったとおっしゃいましたが、近年にそういうような払い下げの申し入れはなかったでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、丹内一彦君。

○総務課長（丹内一彦君） 近年の払い下げ等の申し入れはなかったのかということでございますが、申し出というか、ご相談は何件かあったかと思えます。ただ、譲渡等については昨年度等につきましては、28年度ですか、1件あったかと思えます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 払い下げの申し込みじゃなくて、相談だとおっしゃいましたね。相談あって、その後の進展はなかったんでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、丹内一彦君。

○総務課長（丹内一彦君） その後の経過につきましてはちょっと把握しておりませんので、あとでご報告させていただきたいと思えます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） これは竜崎の地名は特定しませんが、役場さんから言われた値段が非常に高い値段を言われたんだと、それで取得を断念したというふうないきさつも聞いております。当然、取得後の利用をもくろむというのか、皮算用して土地の利用価値が上がるというようなことを、もくろむというような言葉は悪いかもしれませんが、それで非常に高い値を言ったがゆえに、取得に至らなかったということを聞いています。これは事実でしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、丹内一彦君。

○総務課長（丹内一彦君） ただいまのご質問でございますが、相談があった際に、最終的に

どのような目的でその土地を利用されるのかということで、それによって価格を決めるということになっておりますので、宅地で利用される場合については、宅地の評価等を参考にし価格を決めるということに、それでお答えしたかと思えます。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） この合意に至らなかった理由は、買い受ける側の想定していた値段と役場さんが言われた値段の違いに驚いて、ちょっと尻込みしてしまったというふうな経過でありましょう。これは私も場所特定は言いませんが、もと道だったところがもう寸断されて利用されていない、鬱蒼と草が生い茂って、その隣を買った方が太陽光発電のために取得されました。そういうことで、そこに道があって使われてないと、通り抜けできる道でもない、利用される見込みもないということから、そういうような相談に出たものと思えます。でも、利用の目的からいって、恐らく村は土地の価値が高いと見込んだものと私は思いますが、これは現状で評価して譲渡できないものでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 総務課長、丹内一彦君。

○総務課長（丹内一彦君） ただいまのご質問でございますが、玉川村法定外公共物の譲渡に関する規則の中で、この価格の算出につきましては譲渡の評価基準というものがあまして、そちらに現在基づいて算出しておりますので、現在のところでは規則を変えない限りは、それはできないものかと思っております。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 今、総務課長が規則を変えない限り難しいとおっしゃいましたが、この規則、先ほど村長の答弁の中でも規則を変えることは難しいだろうとおっしゃいましたが、この現規則はもう事務煩多、費用多大、区関係の同意など、取得に対して極めて困難な規則となっております。運用可能なものにぜひ改正すべきではないでしょうか、考えを伺いましょう。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 先ほど答弁させていただきましたけれども、個人個人それぞれ考え方も違いますし、また利用価値も違いますし、いや、ここは使っていないからいいだろうということであっても、決して万人、あるいは行政区長さんがそのように思っていない、行政区長さんでも、やっぱりその行政区の地域の皆さんが後ろにいるわけですよ。そういう声を聞きながら事を進めていかなければならないので、大変難しいかなとは思っていますので、ご理解いただきたいと思っています。

○議長（須藤利夫君） 小林徳清君。

○6番（小林徳清君） 利用すれば有効にできるものが、そういうような岩盤規則というんですか、がんじがらめの規則によってもう利用されないというのは、村にとっても非常に損失でありますし、その土地にとっても非常に残念な思いであると思います。そういうようなかたい規則にとらわれずに、もっと柔軟な利用しやすい土地の有効利用、それから財源の一端を担う土地の売却処分、こういうのももう少し前向きに検討していただきたいと思います。

そんなことを申し上げて、これで私の質問は閉じさせていただきます。

○議長（須藤利夫君） これをもって、6番、小林徳清君の一般質問を終わります。

ここで暫時休議とし、休憩いたします。

10分間休憩いたします。

(午前11時20分)

○議長（須藤利夫君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

(午前11時30分)

◇ 石 井 清 勝 君

○議長（須藤利夫君） 一般質問を続けます。

次に、2番、石井清勝君の発言を許します。

2番、石井清勝君。

[2番 石井清勝君登壇]

○2番（石井清勝君） それでは、第1点目の質問させていただきます。

1、乙字ヶ滝公園周辺の整備について。

乙字ヶ滝公園は、その立地と景観に恵まれ、村内外からの来客者が多く、村にとっては魅力ある公園の一つであります。

そこで、次の2点を伺います。

①景観の保全の観点から、建築行為等の規制ができないか。

②公園と反対側にある駐車場の入り口が狭く、出入りが不便であり、利用しやすいように整備できるか、考えがあるかを伺います。

以上です。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

村長、石森春男君。

〔村長 石森春男君登壇〕

○村長（石森春男君） 2番、石井議員のご質問にお答えいたします。

乙字ケ滝公園周辺の整備についてのお尋ねであります。乙字ケ滝公園につきましては、従前は須賀川市の観光協会がトイレ等を管理し、村が経費を負担しておりましたが、平成17年度に実施した農村総合整備統合補助事業により、玉川村がトイレや駐車場、遊歩道を整備した後は村が維持管理を実施しているところであり、当初は地元の老人クラブに清掃等をお願いしておりましたが、車での移動などが困難との申し入れがあり、現在は玉川村シルバー人材センターにトイレの清掃や除草等を委託しております。また、地元の竜崎区のご協力により、樹木等の管理をしていただいているほか、地域活性化事業での利活用を図っていただいております。感謝を申し上げる次第であります。

まず、1点目の景観の保全の観点から、建築行為等の規制ができないかのご質問につきましては、建築行為の規制につきましては、景観、都市計画、建築等の関係法令等に基づき、対応しているところであります。乙字ケ滝公園周辺に建築行為等の規制ができないかのおただしにつきましては、現在の関係法令等で規制できないものについて、今後地元を含め関係機関等と十分に相談し、村内の均衡を図りながら、総合的に検討してまいりたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

次に、2点目の公園と反対側にある駐車場の整備についてのご質問につきましては、ご指摘の駐車場につきましては、かつて公園内に普通車を駐車する場所がなかったことから、福島空港が開港した平成5年の6月に賃貸借契約をして、土盛り工事などを村が実施し、駐車場として設置し、現在に至っております。その後、平成17年に公園内にも駐車場を整備しているところです。なお、当該地は賃貸物件であり、契約の中で返還時は原形に復旧することとされており、これ以上の整備は難しいものと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○2番（石井清勝君） では、再度質問をさせていただきます。

①の景観なんですけれども、乙字ヶ滝周辺で今現在8軒の家があるんですけれども、将来だんだん少なくなるということと、あと今現在モーテルを業者さんが買いまして、あそこら周辺は会社の名義になったということで、中途半端な開発をやられると、またモーテルとか建てられるかということで、規制をできないかということで。

あと、もう一つは、もとのそば屋ですね、118号線のそば屋さんがなかなか売れない。それも建築法違反ということで、なかなか改築ができないということで売れないみたいなので。乙字ヶ滝周辺でも農地でも、竜崎の人たちがつくっているより前田川の人たちがつくっているのが結構多いんですよ。そうすると、今モーテルの話もしましたけれども、あそこは両方、前の運送屋さんも勤務で買ったという話なんですよ。そうすると、そこに何をつくるかちょっとわからないですけれども、そこに観光地としての建物をつくるんだったらいいんですけれども、おかしなホテルとか、会社とかつくられちゃうと、せっかく日本の滝百選で乙字ヶ滝が有名になって、今観光バスとか結構来ているんですけれども、なかなか雰囲気的にちょっと悪いなという感じで、今回の建物と美ということで、玉川独自の乙字ヶ滝周辺の環境条例という話でできないかということで、これを質問したんですけれども、どうでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 地域整備課長、石井雅夫君。

○地域整備課長（石井雅夫君） ただいま2番、石井議員からのご質問でございますが、今ほど村長の答弁にもありましたように、関係法令等がございます。想定されるものとしましては、建築物の規制か、それとも土地の利用を規制するのか。また、規制するとするならばどのような建築物を規制するのか。また、規制するとなればどのような内容で規制するのか。そのほかどこまでの範囲を規制するのか等ございます。また、地域周辺の住民の方や土地所有者の権利等もございますので、それらを想定しながら、今後地元のご意見を承りながら、関係機関と調整をしながら総合的に判断していきたいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○2番（石井清勝君） 地元の意見という話が出たんですけれども、平成27年8月3日に陳情書で竜崎区、区長会、消防団、氏子総代、竜崎歴代区長会、長寿会、育成会ということで、乙字ヶ滝公園周辺見直しということで陳情してあります。これはまさに地元のお願いという

ことでございますので、もう陳情していますので、竜崎としてはぜひ早目に、よい方法で美化の条例を必ず出してほしいと思いますので、どうでしょうか。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） 2番、石井議員の1つ目の件でございますけれども、美化条例というように今ご発言がございましたけれども、美化条例についてはちょっと検討させていただきたいなというように思います。

同時に、27年の8月に区のほうから陳情というふうな形でいただいた件につきましては承知しておりまして、村のほうもいろいろ滝百選にも選ばれておりますし、また、春の桜の開花時のにぎわい、あるいは須賀川の牡丹園の開花時のにぎわい等も十分承知しておりますので、村として観光物産協会の設立もされたことから、何らかの形で関わっていきたい、そのように考えていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○2番（石井清勝君） これ、1点目につきましては、なかなか研究会とかいろいろな条例はあるものですから、いろいろ考えていただきまして、大至急条例をできるように設定したいと思います。お願いいたします。

続きまして、②の公園の反対側の駐車場ですけれども、入り口が大変狭いところです。村長さんの回答では、賃借でもとに戻さなんねという話は、契約上という話になるんですけれども、もし賃借している方がオーケーされたならば、改築というか造成をできるか、伺います。

○議長（須藤利夫君） 村長、石森春男君。

○村長（石森春男君） ただいまの反対側の駐車場の件なんですけれども、当時、空港開港した後に、村で乙字ヶ滝に来たときに車をとめる場所がないということで借りたというような経緯がございます。駐車場を整備した際に、ここからはちょっと記憶になるのですが、隣接者との了解いただけないじゃなくて、いただいていたので、多少入り口から狭く入って行って駐車場になっているのかなと思いますけれども、今後の駐車場の利用等々も含めながら、検討する余地はあるのかなというふうに考えています。

○議長（須藤利夫君） 石井清勝君。

○2番（石井清勝君） この地権者が私の従業員なんで、それで村長もわかるとおり、去年、地域交流活性化事業ということで竜崎区の協力をいただきまして、5月4日にこいのぼり大会というか、イベントをやりました。そのとき大体380名参加されました。村外からも結構

来ましたので、そのとき駐車場がなかったんですよね。地元の消防団とか、地元の安全協会にお願いしてやったんですけれども、なかなか車をとめるところがないということで、大変な苦勞をしてしまったので、今回はなかなかすぐはできないと思うんですけれども、やはりあれだけの観光地なので、公園の中には8台分はありますけれども、やっぱりイベントを行うと8台では済まないんですよね。結局380人来ると380台来るんですよ、トータルすると。少なくとも150台来るわけですよね。

それが前回行ったときは5月4日にやって、9時半から2時半で大体350人ということは、ちょこっとした話だけで来たものですから、今年も第2回目でやるということをお話しいただきましたので、そうすると本当に竜崎の玉川村の観光地をいかにして持つかということで周りを開発したり、イベントで玉川村に1日で380人はなかなか来ないですからね。やっぱり今度観光ができたものですから、ぜひ新たに地権者と相談していただいて、あそこの入り口をちょっと広げてもらえれば、大型バスでも入れますので、今、須賀川の旅館で朝8時半から9時あたりに大体バス二、三台来るんですよ、毎朝。そうすると、1台は中にとめられるんですけれども、もう1台はとめられなくて道路にとめるので、福島交通のほうからも結構クレームが来ているものですから、やっぱり一等地の観光地なので、玉川村はあとは観光地そんなにはないものですから、ぜひご相談をしていただきまして駐車場確保、あと周りの地権者をお願いしてもいいから、少しでも駐車場を確保してほしいと思いますので、よろしくをお願いします。

以上です。

○議長（須藤利夫君） これをもって、2番、石井清勝君の一般質問を終わります。

◇ 大和田 宏 君

○議長（須藤利夫君） 次に、11番、大和田宏君の発言を許します。

11番、大和田宏君。

〔11番 大和田 宏君登壇〕

○11番（大和田 宏君） ただいま議長より許可を得ましたので、さきに通告をしておきました件について質問をいたします。

平成30年度の学校教育施策についてであります。

鈴木教育長におかれましては、昨年4月に就任され、間もなく1年が経過しようとしております。1年間を振り返りながら、子供たちの健やかな成長と学力及び体力の向上のために、新たな取り組みも模索中ではないかと考えております。村においては園小中連携強化推進事業をもとに取り組み、次代を担う元気な玉川っ子の育成に力を入れていただいております。そこで、平成30年度の学校教育施策についてどのように考えているか、関心のあるところがあります。また、県教育委員会は教職員の時間外労働に対し、業務の負担軽減を目指した多忙化解消アクションプランを公表しましたが、村内での状況はどうか、どう対応しているのか、気になるところであります。

そこで、次の2点について伺います。

1点目は、平成30年度の学校教育施策の具体的な中身について。

2点目は、教職員の時間外労働の現状と課題及び取り組みについてであります。よろしくお願ひします。

○議長（須藤利夫君） ただいま一般質問のとおりです。

当局の答弁を求めます。

教育長、鈴木文雄君。

○教育長（鈴木文雄君） 11番、大和田議員のご質問にお答えいたします。

平成30年度の学校教育施策についてのお尋ねであります。まず1点目の施策の具体的な中身についてのご質問につきましては、玉川村教育委員会では「特色ある教育の振興を目指して」を教育目標に掲げ、その具現に取り組んでまいります。

学校教育におきましては、知・徳・体のバランスのとれた児童生徒を育成していくことが求められています。そこで、平成30年度は次の点を重点事項として取り組んでまいります。まず、算数・数学教育の充実に取り組んでまいります。具体的には玉川大学との連携を図り、玉川大学の教授を招聘しての授業研究会、さらには学生による長期休業中における学習支援や土曜授業の実施に取り組んでまいります。

次に、英語教育の充実に取り組んでまいります。小学校では平成30年度より新学習指導要領の移行期間となり、外国語が教科となって実施されます。そのため、現在の英語教育指導員のシスニー・アダム先生に加えて、新たに英語教育を支援する地域おこし協力隊員を募集しております。担任とチームティーチングで指導することにより、英語教育の充実を努めてまいります。

また、道徳の教科化による道徳の授業の充実に取り組んでまいります。各小中学校におき

ましては、授業参観等での道徳の授業の公開を積極的に推進してまいります。さらに、命を大切にした教育に取り組んでまいります。いじめの絶無はもとより、不登校児童生徒の解消に取り組んでまいりたいと思っています。

石川支援学校たまかわ校との交流も各小中学校で実施してまいりました。児童生徒の交流活動はもとより、教職員の交流も積極的に図ってまいります。

平成30年度も次代を担う元気な玉川っ子の育成のために、以上、述べましたことを重点事項として、児童生徒の豊かな人間性を育むために取り組んでまいります。

中学校統合問題につきましては、2月から3月の初めにかけて、小学校、中学校において玉川村立中学校の統合について保護者に説明してきたところです。本年度中に第2回統合準備委員会を開催し、方向性を定め、平成30年度より具体的に取り組んでまいりたいと考えております。

次に、2点目の教職員の時間外労働の現状と課題及び取り組みについてのご質問につきましては、まず本村の教職員の時間外労働の現状であります。各小学校中学校からは毎月勤務時間の報告を受けております。報告の結果を見ると、小学校の職員につきましては、月80時間を超えるのは、時期によりまして管理職を超えることがあります。中学校におきましては、4月から11月までは月の時間外在校時間80時間を超えている教職員が約3割いる現状であります。

ただし、この在校時間は土曜日や日曜日の部活動指導や大会等の引率を含めたものであり、主に部活動指導によるものであります。このままでは教職員みずからがさまざまな経験をして自己研さんをする時間と、教職員と子供がじっくりと向き合う時間の確保ができないことが懸念されます。教職員の多忙化につきましては、本年の2月9日に福島県教育委員会より多忙化解消アクションプランが通知され、本教育委員会といたしましても、2月23日にアクションプランをもとに各校に通知を出したところであります。教職員の多忙化解消につきましては、今後も校長会等で協議しながら、また国や県の動向を見ながら対応していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思っております。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 11番、大和田宏君。

○11番（大和田 宏君） それでは、再質問をさせていただきます。

まず、玉川大学との連携の答弁がありました。対象学年と具体的な内容について、もう少し詳しくお答え願います。

○議長（須藤利夫君） 教育課長、溝井浩一君。

○教育課長（溝井浩一君） 玉川大学との連携でございますが、まず子供たちというか先生方の関係もございますが、玉川大学の教授を呼びまして授業の研究をします。それについては各学年、研究校を指定しまして実施する予定であります。

次に、学生による指導でございますが、これについては小学校、中学校、希望者を募りまして実施すると予定しております。1つは30年度の授業としまして、中学生を玉川大学に行かせまして、模擬講義を受けるという計画を予定しております。これは新規事業で考えております。ただ、その行く中学生が1年生か2年生かというようなことを予定しております。

以上でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

○議長（須藤利夫君） 11番、大和田宏君。

○11番（大和田 宏君） 中学校の統合についての説明会が学校単位で行われたようでございますが、その中で保護者からいろんな声があったかと思いますが、二、三、紹介していただければと思います。

○議長（須藤利夫君） 教育長、鈴木文雄君。

○教育長（鈴木文雄君） ただいま大和田議員の統合についての説明会での保護者の声ということですが、一番初めに玉川第一小学校、同じ日に泉中学校が行いました。その後、須釜中学校、3月2日には須釜小学校で説明会を行いました。正直に言いますと、主な発言はございませんでした。大きな意見はございません。ただ、ところどころによりますと、部活動はふえるのか、部活動の検討をしてほしいという声、それからできるだけ早くという声も寄せられました。須釜地区におきましては、ご意見は説明会の中では承ってはおりませんでした。なお、ご意見等につきましては、学校に、あるいは教育委員会にいつでもお話しくださいということを申し添えておきました。

以上であります。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○11番（大和田 宏君） 次に、時間外労働関係で県のほうから示された中に、アクションプラン、大きく7項目ございます。この中で、玉川村としてはどの項目を取り上げるのか、あるいは今後、その部分も含めて検討をされるのか、伺います。

○議長（須藤利夫君） 教育長、鈴木文雄君。

○教育長（鈴木文雄君） ただいまの多忙化解消についてのご質問でございますが、県のアクションプランにつきましては7項目でございます。本村といたしましても、今後、学校の現

状、あるいは教職員の現状等を勘案しながら、しかるべき会議等で進めていかなければならぬかと考えておりますが、現在のところ4月の校長会に提案いたします、そのもとが先ほど申しましたように、2月23日に各小中学校に通知したところであります。

その取り組む内容といたしましては、まず1点目が校務の見直しを図っていただきたい。この校務の見直しといいますと、新年度に向けまして各学校では校務分掌があります。重複しているもの、あるいは削減できるもの等を見直しながら、より機能的な校務にしてほしいということをお話しさせていただきました。

2点目といたしましては、学校支援員の取り組みということで、先ほどもお話しさせていただきましたが、英語や数学等の支援員を配置し、教職員が一人一人にかける時間を多くしていきたいということで、取り組んでまいりたいというふうに考えております。

3点目に、部活動の見直しを図っていただきたいということでございます。これにつきましては、各種主催の大会がございますので、非常に時間がかかるものかと思いますが、県に合わせまして平日週1日及び土曜日、日曜日の1日を休部にしていただきたいというお願いをしてあります。また、長期休業中におきましては、本村ではそれほどではないんですが、お盆や年末年始の休業には部活動を行わないということで進めてまいりたいというふうに思っております。さらには、時間の上限でございます。平日につきましては2時間を目安にするということでございます。それから、練習、土日祝日におきましては、練習試合・大会等を除いて、3時間程度を目安にして練習を切り上げたいということでお話ししております。

4点目にしましては、職員のノー残業デーの設定ということを考えております。

それから、5点目に年次有給休暇の計画的取得。特に長期休業等において計画的に取得をできるよう、進めてまいりたいなというふうに思います。

最後になりますが、これまでどおり毎月初めに勤務時間、本村では在校時間でございます。ですから、朝6時半に来れば6時半から、夕方5時に帰れば5時までというのを在校期間で報告をしていますが、これも今後継続して報告を受け、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。よろしいでしょうか。お願いします。

○議長（須藤利夫君） 大和田宏君。

○11番（大和田 宏君） 平成30年度については、ただいま答弁がありました学校教育施策に沿って、次代を担う玉川っ子の育成により一層努力されますよう、お願いしまして質問を終わります。

○議長（須藤利夫君） これをもって、11番、大和田宏君の一般質問を終わります。

日程第1、一般質問はこれをもって終了いたします。

お諮りいたします。

議事の都合により、3月13日は休会としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（須藤利夫君） ご異議なしと認めます。

よって、3月13日は休会とすることに決定しました。

◎散会の宣告

○議長（須藤利夫君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

なお、3月14日再開いたしますので、午前10時にご参集ください。

（午後 零時02分）